

即差郡司主帳已上一人宛使、早達前所、無有留滯、其國司巡行部内告示百姓、若無粥餉等料者、國量宣賑給官物、具狀申送、今便以官印印之、符到奉行、

正四位下行右大弁紀朝臣人○男

從六位下守右大史勳十一等壬生使主

天平九年六月廿六日、

○按ズルニ、此宣符ノ病状、麻疹ニシテ痘瘡ニアラザル由、太田草、及ビ屋代弘賢ノ説アリ、説ハ載セテ醫術篇三、痘科治療條ニ引ク叢桂亭醫事小言ニ在レバ、宜シク參看スベシ、

〔帝王編年記十七條〕長德元年六七月、赤斑瘡上下老女煩之、

〔榮花物語五々のわかれ〕ことし〇長德れいのもがさにはあらで、いとあかきかさのこまかなる、いできて、おいたるわかき、上下わかす、これをやみの、しりて、やがていたづらになるたぐひもあるべし、これをおほやけわたくし、いまのものなげきにして、ゑづ心なし、

〔日本紀略十條〕長德四年十二月廿九日甲寅、今年天下自夏至冬疫瘡遍發、六七月間京師男女死者甚多、下人不死、四位以下人妻最甚、謂之赤斑瘡、始自主上至于庶人、上下老少無免、此瘡只前信濃守佐伯公行不患、

〔扶桑略記二十七條〕長德四年、是年自夏至冬、疫瘡遍發、六七月間、京師男女死者甚多、下人不死、四位已下人妻最甚、外國不死、世謂之赤斑瘡、始自天皇、至于庶人、貴賤老少、縞素男女、無一免此瘡者、但前信濃守公行獨不患之、

〔百練抄一條〕長德四年、今年自夏至冬、疫瘡流行、死亡者多、古老未見、如今年者、

○麻瘡考ニ云ク、日本紀略ニ疱瘡ヲ煩ト見エタルハ、麻瘡ト疱瘡ノ差別ヲシラズシテ書シモノナリ、扶桑略記ニハ、赤斑瘡ト書シ、百練紗ニハ斑瘡ト書セリ、

〔扶桑略記二十八條〕萬壽二年、自夏至秋季、有赤疱瘡、